

福祉施設等を対象に無利子貸付を開始します 2月5日受付開始

「東京緊急対策Ⅱ」に盛り込まれた福祉施設等における安心安全対策として、福祉施設等を運営する法人の資金繰りを支援するため、「福祉施設経営改善特別融資制度」を創設します。制度の概要は別紙を御覧ください。

1 申込受付期間

平成21年2月5日から平成22年1月29日まで

2 申込み

申込受付期間中に、下記担当で受け付けます。

(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団 事業部サービス支援室 特別融資担当
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザビル13階
専用電話番号 03-5206-8739

※なお、申込みにあたっては、事前に電話にてご相談の上、来所ください。

3 申込書類の入手方法等

制度の詳細や申込みに必要な書類は、1月30日から、とうきょう福祉ナビゲーションに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。

とうきょう福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp/>

問い合わせ先

(財)東京都高齢研究・福祉振興財団事業部 青木 田中 小宮
電話番号：03-5206-8739

別紙

福祉施設経営改善特別融資制度の主な概要

	運営資金	つなぎ資金
貸付対象	<p>次の①と②の条件をいずれも満たす法人 (営利法人や新設法人、国又は地方公共団体の出資・出せん法人を除きます)</p> <p>① 都内に所在する別表に定める入所又は通所サービスを提供する福祉施設等を運営していること (東京都と協定を締結し都民が入所している都外の施設を含む)</p> <p>② 次のいずれかの条件を満たしていること</p> <p>ア 社会福祉法人会計基準(平成12年2月17日付社援第310号)に規定する平成20年度の事業活動収支計算書(社会福祉法人会計基準適用法人以外の法人においてはこれに類するもの。以下同じ。)の経常収支差額が平成19年度と比べて下回ること ただし、借入れの申込日現在で、平成20年度の事業活動収支計算書が未作成の場合は、平成20年7月から同年12月までの社会福祉法人会計基準に規定する資金収支計算書の経常活動資金収支差額が前年同時期と比べて下回ること</p> <p>イ 平成20年度の事業活動収支計算書の経常収支差額がゼロ以下であること</p> <p>ウ ア又はイと同程度の経営状況と認められること</p>	
資金使途	<p>施設運営に必要な資金</p> <p>* 設備の整備や更新、金融機関等からの借入金の償還などを対象とします</p> <p>* 以下の経費は対象外とします</p> <p>・新築・増改築・改修等施設整備にかかる建築工事費</p> <p>・土地取得費 等</p>	<p>資金調達までの間のつなぎとして一時的に必要な資金</p>
貸付限度額	5,000 万円(複数の施設を運営する法人は 1 億円)	500 万円
貸付額	500 万円以上 100 万円単位	100 万円以上 50 万円単位
償還期間	<p>最長 21 年以内(据置期間を含む)</p> <p>* 貸付額により償還期間は変わります</p>	8 か月以内(据置期間を含む)
貸付利子	無利子	
償還方法	年賦	一括
連帯保証人	2 人以上(法人代表者を含む)	
物的担保	必要(法人等の所有する不動産に抵当権を設定)	不要
その他	<p>・運営資金又はつなぎ資金の貸付けは、1法人当たりいずれか1回のみとなります</p> <p>・受付期間中であっても、融資総額が予定額を超えたときには、その時点で受付を終了させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>・審査の結果、貸付できない場合もあります</p>	